

平成 2 5 年(2013 年) 1 1 月 2 7 日

明石市長 泉 房 穂 様

明石市市民参画推進会議
会長 角 松 生 史

明石市市民参画条例の運用状況の評価等について（答申）

平成 2 5 年 8 月 9 日付け明総諮第 1 号で諮問のありましたみだしのことについて、当推進会議で審議した結果を取りまとめましたので下記のとおり答申いたします。

記

1 明石市市民参画条例（以下「条例」という）の平成 2 4 年度運用状況の評価について

平成 2 4 年度においては、概ね適正に運用されていたと考えます。

詳細は、別紙 1 「明石市市民参画条例の平成 2 4 年度運用状況に関する評価報告書」のとおりです。

2 市民参画手続の実施に関する判断基準の策定について

(1) 条例第 6 条第 1 項に基づき手続を実施すべき政策等

市が実施する政策等について、より市民のニーズに沿って計画、実施及び改善を行うため、できる限り市民参画手続を実施するよう心がける必要があります。

しかしながら、全ての政策等について市民参画手続を実施するとなると、少なからず手間や時間を必要とすること、また、形式的な市民参画の手続を行うことだけが目的とされ、市民参画本来の趣旨にそぐわない場合があることも想定されます。

そこで、実質的な市民参画を推進するため、費用対効果等の観点も考慮しつつ参画手続の必要性を判断することに対しては一定の合理性があると考えられることから、当推進会議として参画手続の必要性を判断するための基準を策定することとしました。

基準の策定に当たっては、市が実施した政策等の事例を整理し、その内容を精査するなかで、条例の趣旨、目的、参画手続の必要性、事務の効率性などの観点から検討を行い、10 項目の判断基準を作成しました。

詳細は別紙 2 「市民参画手続の実施に関する判断基準について」の(1)の表のとおり

です。

(2) 条例に定める基準の例外

条例第8条、第9条及び第11条から第18条に定める、市民参画手法の複数実施や審議会等の委員数、市民公募の割合などの基準について、画一的に基準に当てはめて達成・未達成の評価を行うことが、必ずしも市民参画の推進につながるとは言えない場合もあることから、基準の適用について整理することには一定の合理性があると考えられます。

このため、条例で定める参画手続の実施に当たって、その数値基準等の例外として取り扱うことに合理性が認められる場合について整理しました。

詳細は別紙「市民参画手続の実施に関する判断基準について」の(2)の表のとおりです。

(3) 市が設置する審議会等のうち、条例に基づく市民参画手法として実施し評価の対象とすべきもの

市が設置する審議会等は、市民参画手続の一手法として設置されているものの他に、専門的な立場から判定・認定・決定を下す第三者機関として設置されているものもあります。

また、市が行うべき事業等の計画を策定するに際して参画手続の一手法として設置された審議会等においても、計画策定後の実行段階においてはその審議内容が年次報告や進捗管理に止まり、参画手続を実施する意義が必ずしも高くない場合もあることから、これらに対しても画一的に評価基準を適用することは合理的でないものと考えます。

そこで、当推進会議としては、審議会等における審議内容が、単に年次報告や進捗管理に留まるもの、あるいは専門的な見地から判定・認定等を行うものについては、評価の対象から除外することが適当であると考えます。

しかしながら、評価の対象外とされた審議会等についても、できるだけ条例に定める基準に準じて運営するとともに、その審議内容や実施状況を当推進会議に報告し、ホームページ等で公表していただきたいと考えます。

〔附帯意見〕

今回、当推進会議として、市民参画手続の実施に係る一定の判断基準を示したところですが、この基準を機械的・硬直的に運用して、参画手続の範囲を狭めるようなことがあってはなりません。基準に形式的には該当する場合であっても、事柄の性質によっては参画手続の意義が認められる場合もあり得ます。市民との情報共有の観点を重視し、柔軟な考え方を持って政策ごとに判断し、条例の趣旨に則り広く参画手続を実施するよう要望します。

明石市市民参画推進会議委員名簿

（任期：平成23年11月28日から平成25年11月27日まで）

職務	氏名	所属・役職	選任区分	備考
委員	かどまつ なるふみ 角松 生史	神戸大学大学院法学研究科 教授	学識経験者	会長
"	くぼ 久保 はるか	甲南大学法学部 教授	学識経験者	副会長
"	あかき ひるむ 赤木 紘	公募市民	公募市民	
"	おおはら えみこ 大原 笑子	公募市民	公募市民	
"	くわはら いさお 桑原 功	明石未来E & S 代表	市民活動団体代表 (分野型)	
"	すぎもと ともこ 杉本 智子	公募市民	公募市民	
"	たかぎし よしこ 高岸 益子	NPO 法人フルーツバスケット 理事 会長	市民活動団体代表 (分野型)	
"	たけひさ えいいち 武久 榮一	明石市連合自治協議会 顧問	市民活動団体代表 (地縁型)	
"	もりかわ のりこ 森川 乃梨子	公募市民	公募市民	
"	やまもと ようこ 山本 洋子	明石市ボランティア連絡会 会長	市民活動団体代表 (分野型)	